

2008年 輸出統計品目表新旧対照表

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番 号	NA CCS 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	NA CCS 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
03.01		魚 (生きているものに限る。)			03.01		魚 (生きているものに限る。)		
0301.10		(省 略)			0301.10		(省 略)		
0301.95		---その他のもの			0301.95		---たい		
0301.99		---たい			0301.99	100 1	---その他のもの		KG
	100 1	---		KG		900 3	---		KG
	900 3	---その他のもの		KG					
03.04		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに 限るものとし、細かく切り刻んである かないかを問わない。) ー生鮮のもの 及び冷蔵したもの			03.04		魚のフィレその他の魚肉 (生鮮のもの 及び冷蔵し又は冷凍したものに限るもの とし、細かく切り刻んであるかないかを 問わない。) ー生鮮のもの及び冷蔵した もの		
0304.11		(省 略)			0304.11		(省 略)		
0304.12		(省 略)			0304.12		(省 略)		
0304.19		---その他のもの			0304.19		---その他のもの		
	100 5	----まぐろ		KG		100 5	----まぐろ		KG
	200 0	----ぶり (セリオラ属のもの)		KG					
	900 0	----その他のもの		KG		900 0	----その他のもの		KG
		ー冷凍したフィレ					ー冷凍したフィレ		
0304.21		(省 略)			0304.21		(省 略)		
0304.22		(省 略)			0304.22		(省 略)		
0304.29		---その他のもの			0304.29		---その他のもの		
	100 2	----さめ		KG		100 2	----さめ		KG
	200 4	----まぐろ		KG		200 4	----まぐろ		KG
	300 6	----ぶり (セリオラ属のもの)		KG					
	900 4	----その他のもの		KG		900 4	----その他のもの		KG
		ーその他のもの					ーその他のもの		
0304.91		(省 略)			0304.91		(省 略)		
0304.99					0304.99				
06.02		その他の生きている植物 (根を含む。)、 挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸			06.02		その他の生きている植物 (根を含む。)、 挿穂、接ぎ穂及びきのこ菌糸		
0602.10		(省 略)			0602.10		(省 略)		
0602.40		ーその他のもの			0602.40		ーその他のもの		
0602.90		ー樹木及び灌木 (接ぎ木してあるか ないかを問わない。)		NO	0602.90	000 1	ーその他のもの		KG
	100 3	---							
	900 5	---その他のもの		KG					
16.04		魚 (調製し又は保存に適する処理をしたもの に限る。)、キャビア及び魚卵から調製した キャビア代用物 ー魚 (全形のもの及び断片 状のものに限るものとし、細かく切り刻んだ ものを除く。)			16.04		魚 (調製し又は保存に適する処理をしたもの に限る。)、キャビア及び魚卵から調製した キャビア代用物 ー魚 (全形のもの及び断片 状のものに限るものとし、細かく切り刻んだ ものを除く。)		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
1604.11 }		(省 略)			1604.11 }		(省 略)		
1604.13					1604.13				
1604.14		---まぐろ、はがつつお (サルダ属 のもの) 及びかつお			1604.14		---まぐろ、はがつつお (サルダ属 のもの) 及びかつお		
		----気密容器入りのもの					----気密容器入りのもの		
		-----まぐろ					-----まぐろ		
	111 4	-----油漬けのもの (削 除)		KG	111 4		-----油漬けのもの		KG
	119 5	-----その他のもの		KG	112 5		-----水煮のもの		KG
	120 6	-----はがつつお及びかつお		KG	119 5		-----その他のもの		KG
	900 2	-----その他のもの		KG	120 6		-----はがつつお及びかつお		KG
1604.15		---さば			1604.15		---さば		
		----気密容器入りのもの (削 除)					----気密容器入りのもの		
	120 5	----水煮のもの		KG	110 2		----油漬けのもの		KG
	190 5	----その他のもの		KG	120 5		----水煮のもの		KG
	900 1	----その他のもの		KG	190 5		----その他のもの		KG
1604.16 }		(省 略)			1604.16 }		(省 略)		
1604.30					1604.30				
16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水 棲無脊椎動物 (調製し又は保存に 適する処理をしたものに限る。)			16.05		甲殻類、軟体動物及びその他の水 棲無脊椎動物 (調製し又は保存に 適する処理をしたものに限る。)		
1605.10	000 0	一かに		KG	1605.10		一かに		
					100 2		----気密容器入りのもの		KG
1605.20 }		(省 略)			900 4		----その他のもの		KG
1605.90					1605.20 }		(省 略)		
20.08		果実、ナットその他植物の食用の 部分 (その他の調製をし又は保存 に適する処理をしたものに限るも のとし、砂糖その他の甘味料又は アルコールを加えてあるかないか を問わず、他の項に該当するもの を除く。)			20.08		果実、ナットその他植物の食用の 部分 (その他の調製をし又は保存 に適する処理をしたものに限るも のとし、砂糖その他の甘味料又は アルコールを加えてあるかないか を問わず、他の項に該当するもの を除く。)		
		一ナット、落花生その他の種 (こ れらを相互に混合してあるかな いかを問わない。)					一ナット、落花生その他の種 (こ れらを相互に混合してあるかな いかを問わない。)		
2008.11 }		(省 略)			2008.11 }		(省 略)		
2008.20					2008.20				
2008.30	000 0	一かんきつ類の果実		KG	2008.30		一かんきつ類の果実		
					100 2		----うんしゅうみかん (気密容器 入りのものに限る。)		KG
					900 4		----その他のもの		KG
2008.40 }		(省 略)			2008.40 }		(省 略)		
2008.99					2008.99				

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
22.08		エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			22.08		エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20		(省 略)			2208.20		(省 略)		
2208.70		—その他のもの			2208.70		—その他のもの		
2208.90		—しようちゆう		L	2208.90	000	—その他のもの		L
	100	—その他のもの		L					
	900	—その他のもの		L					
23.01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (食用に適しないものに限る。) 並びに獣脂かす			23.01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット (食用に適しないものに限る。) 並びに獣脂かす		
2301.10		(省 略)			2301.10		(省 略)		
2301.20		—魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット		MT	2301.20	000	—魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット		MT
	100	—魚の粉、ミール及びペレット		MT					
	900	—その他のもの		MT					
29.36		プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの (天然のものを濃縮したものを含む。) に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) —ビタミン及びその誘導体 (混合してないものに限る。)			29.36		プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの (天然のものを濃縮したものを含む。) に限る。) 並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。) —ビタミン及びその誘導体 (混合してないものに限る。)		
2936.21		(省 略)			2936.21		(省 略)		
2936.28		—その他のビタミン及びその誘導体		KG	2936.28		—その他のビタミン及びその誘導体		
2936.29	000	—その他のビタミン及びその誘導体		KG	2936.29		—その他のビタミン及びその誘導体		
		—葉酸及びその誘導体				100	—葉酸及びその誘導体		KG
		—その他のもの				900	—その他のもの		KG
2936.90		(省 略)			2936.90		(省 略)		
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)			38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙) に限る。)		
3808.50		(省 略)			3808.50		(省 略)		

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
3808.91	100 2	－その他のもの －殺虫剤		KG	3808.91	100 2	－その他のもの －殺虫剤		KG
	900 4	－有機りん系のもの (削 除)		KG		200 4	－有機塩素系のもの		KG
		－その他のもの		KG		900 4	－その他のもの		KG
38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業（類似の工業を 含む。）において生産される化学 品及び調製品（天然物のみの混合 物を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。）			38.24		鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業（類似の工業を 含む。）において生産される化学 品及び調製品（天然物のみの混合 物を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。）		
3824.10 }		(省 略)			3824.10 }		(省 略)		
3824.83					3824.83				
3824.90	100 6	－その他のもの －小売用の容器入りにした修正 液	NO	KG	3824.90	000 4	－その他のもの		KG
	900 1	－その他のもの		KG					
38.25		化学工業（類似の工業を含む。） において生ずる残留物（他の項に 該当するものを除く。）、都市廃 棄物、下水汚泥及びこの類の注6 のその他の廃棄物			38.25		化学工業（類似の工業を含む。） において生ずる残留物（他の項に 該当するものを除く。）、都市廃 棄物、下水汚泥及びこの類の注6 のその他の廃棄物		
3825.10	110 3	－都市廃棄物 －第16部の物品（家庭用のもの に限る。）の都市廃棄物	NO	KG	3825.10	000 5	－都市廃棄物		KG
	120 6	－第84.71項の機械のもの	NO	KG					
	130 2	－第85.12号の機器のもの	NO	KG					
	190 6	－その他のもの		KG					
	900 2	－その他のもの		KG					
3825.20 }		(省 略)			3825.20 }		(省 略)		
3825.90					3825.90				
41.01		牛（水牛を含む。）又は馬類の動 物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、 乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の 保存に適する処理をしたもので、 なめし、パーチメント仕上げ又は これら以上の加工をしてないもの に限るものとし、脱毛してあるか ないか又はスプリットしてあるか ないかを問わない。）			41.01		牛（水牛を含む。）又は馬類の動 物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、 乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の 保存に適する処理をしたもので、 なめし、パーチメント仕上げ又は これら以上の加工をしてないもの に限るものとし、脱毛してあるか ないか又はスプリットしてあるか ないかを問わない。）		
4101.20	000 3	－全形の原皮（重量が1枚につき、 単に乾燥したものは8キログラ ム以下、乾式塩蔵をしたものは 10キログラム以下又は生鮮の もの若しくは湿式塩蔵その他の保 存に適する処理をしたものは16 キログラム以下のものに限る。）		KG	4101.20		－全形の原皮（重量が1枚につき、 単に乾燥したものは8キログラ ム以下、乾式塩蔵をしたものは 10キログラム以下又は生鮮の もの若しくは湿式塩蔵その他の保 存に適する処理をしたものは16 キログラム以下のものに限る。）		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4101.50		(省 略)			4101.50	5	ーなめし過程にないもの	NO	KG
4101.90	000 3	ーその他のもの (バット、ベンズ及びベリーを含む。)	KG		4101.90	0	ーその他のもの	SM	KG
41.02		羊の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)		41.02	100 5	ーなめし過程にないもの		KG	
4102.10		(省 略)		4102.10	900 0	ーその他のもの	SM	KG	
4102.21	000 0	ー毛がついてないもの ー酸漬けしたもの	KG	4102.21		羊の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)			
4102.29	000 6	ーその他のもの	KG	4102.29	100 2	ー毛がついてないもの		KG	
41.03		その他の原皮 (生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)		41.03	900 4	ー酸漬けしたもの	SM	KG	
4103.20	000 6	ー爬虫類のもの	KG	4103.20	100 1	ーその他のもの		KG	
4103.30		(省 略)		4103.30	900 3	ーなめし過程にないもの		KG	
4103.90	000 6	ーその他のもの	KG	4103.90	100 1	ーその他のもの		KG	
41.04		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか		41.04	900 3	ーなめし過程にないもの		KG	
					100 3	ーその他のもの		KG	
					900 3	牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか			

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4104.11		を問わない。 －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの (省 略)			4104.11		を問わない。 －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの (省 略)		
4104.19	000 5	－－その他のもの	SM	KG	4104.19		－－その他のもの		
						100 0	－－床革	SM	KG
						900 2	－－その他のもの	SM	KG
4104.41		－乾燥状態 (クラスト) のもの (省 略)			4104.41		－乾燥状態 (クラスト) のもの (省 略)		
4104.49		(省 略)			4104.49		(省 略)		
41.06		その他の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)			41.06		その他の動物のなめした皮 (なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)		
4106.21		－やぎのもの (省 略)			4106.21		－やぎのもの (省 略)		
4106.22		(省 略)			4106.22		(省 略)		
4106.31	000 3	－豚のもの －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの	SM	KG	4106.31		－豚のもの －湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの		
						100 5	－－床革	SM	KG
						900 0	－－その他のもの	SM	KG
4106.32	000 2	－乾燥状態 (クラスト) のもの	SM	KG	4106.32		－乾燥状態 (クラスト) のもの		
						100 4	－－床革	SM	KG
						900 6	－－その他のもの	SM	KG
4106.40 } 4106.92		(省 略)			4106.40 } 4106.92		(省 略)		
41.07		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。)			41.07		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物の革 (なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。)		
4107.11		－全形の革 (省 略)			4107.11		－全形の革 (省 略)		
4107.12		(省 略)			4107.12		(省 略)		
4107.19	000 6	－－その他のもの	SM	KG	4107.19		－－その他のもの		
						100 1	－－染色し、着色し又は模様付けしたもの	SM	KG
						900 3	－－その他のもの	SM	KG
4107.91 } 4107.99		－その他のもの (サイドを含む。) (省 略)			4107.91 } 4107.99		－その他のもの (サイドを含む。) (省 略)		
41.13		その他の動物の革 (なめした又は			41.13		その他の動物の革 (なめした又は		

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
4113.10 4113.20	100 2	クラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) (省 略) 一豚のもの	SM	KG	4113.10 4113.20		クラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) (省 略) 一豚のもの		
	900 4	一染色し、着色し又は模様付けしたもの 一その他のもの	SM	KG	110 5 190 1		一染色し、着色し又は模様付けしたもの 一床革 一その他のもの 一その他のもの	SM	KG
4113.30 4113.90		(省 略)			910 0 990 3		一床革 一その他のもの (省 略) (省 略)	SM	KG
52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 一単糸（コムした繊維製のものを除く。）			52.05		綿糸（綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 一単糸（コムした繊維製のものを除く。）		
5205.11	000 2	一714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		KG	5205.11		一714.29デシテックス以上のもの（メートル式番手14以下のもの）		
					100 4		一他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.12	000 1	一232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		KG	5205.12		一232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの（メートル式番手14を超え43以下のもの）		KG
					100 3		一他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.13	000 0	一192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		KG	5205.13		一192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの（メートル式番手43を超え52以下のもの）		KG
					100 2		一他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.14	000 6	一125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		KG	5205.14		一125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの（メートル式番手52を超え80以下のもの）		KG
					100 1		一他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
5205.15	000 5	一125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超える		KG	5205.15		一125デシテックス未満のもの（メートル式番手80を超える		KG
					900 3		一その他のもの		KG

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5205.21	000	もの) —単糸 (コームした繊維製のもの に限る。) —714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下の もの)		KG	100	0	もの) —他の繊維を交えてないもの で生のもの		KG
					900	2	—その他のもの —単糸 (コームした繊維製のもの に限る。)		
5205.22	000	—232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの (メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG	5205.21		—714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下の もの)		KG
					100	1	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.22	000	—232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの (メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG	5205.22		—232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの (メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG
					100	0	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.23	000	—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG	5205.23		—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG
					100	0	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.23	000	—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG	5205.23		—192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のもの (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG
					900	2	—その他のもの		
5205.24	000	—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG	5205.24		—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG
					100	6	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.24	000	—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG	5205.24		—125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手52を超え80以下 のもの)		KG
					900	1	—その他のもの		
5205.26	000	—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG	5205.26		—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG
					100	5	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.26	000	—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG	5205.26		—106.38デシテックス以上125 デシテックス未満のもの (メ ートル式番手80を超え94以下 のもの)		KG
					900	0	—その他のもの		
5205.27	000	—83.33デシテックス以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG	5205.27		—83.33デシテックス以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG
					100	3	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.27	000	—83.33デシテックス以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG	5205.27		—83.33デシテックス以上 106.38デシテックス未満のもの (メートル式番手94を超え 120以下のもの)		KG
					900	5	—その他のもの		
5205.28	000	—83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG	5205.28		—83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG
					100	2	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		
5205.28	000	—83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG	5205.28		—83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG
					900	4	—その他のもの		
5205.28	000	—83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG	5205.28		—83.33デシテックス未満のもの (メートル式番手120を超え るもの)		KG
					100	1	—他の繊維を交えてないもの で生のもの		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5205.31	000	3		K G	900	3	---その他のもの		K G
							---マルチプレーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものを除く。)		
					5205.31		---構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)		
5205.32	000	2		K G	100	5	---他の繊維を交えてないもので生のもの		K G
					900	0	---その他のもの		
					5205.32		---構成する単糸が232.56デシテックス以上714.29デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの)		
5205.33	000	1		K G	100	4	---他の繊維を交えてないもので生のもの		K G
					900	6	---その他のもの		
					5205.33		---構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの)		
5205.34	000	0		K G	100	3	---他の繊維を交えてないもので生のもの		K G
					900	5	---その他のもの		
					5205.34		---構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの)		
5205.35	000	6		K G	100	2	---他の繊維を交えてないもので生のもの		K G
					900	4	---その他のもの		
					5205.35		---構成する単糸が125デシテックス未満のもの (構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの)		
5205.41	000	0		K G	100	1	---他の繊維を交えてないもので生のもの		K G
					900	3	---その他のもの		
					5205.41		---マルチプレーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものに限る。)		
							---構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)		
					100	2	---他の繊維を交えてないもので生のもの		K G
					900	4	---その他のもの		K G

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
5205.42	000	6	—構成する単糸が232.56デンテックス以上714.29デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）	KG	5205.42		—構成する単糸が232.56デンテックス以上714.29デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手14を超え43以下のもの）		
					100	1	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	3	—その他のもの		KG
5205.43	000	5	—構成する単糸が192.31デンテックス以上232.56デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）	KG	5205.43		—構成する単糸が192.31デンテックス以上232.56デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの）		
					100	0	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	2	—その他のもの		KG
5205.44	000	4	—構成する単糸が125デンテックス以上192.31デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）	KG	5205.44		—構成する単糸が125デンテックス以上192.31デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの）		
					100	6	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	1	—その他のもの		KG
5205.46	000	2	—構成する単糸が106.38デンテックス以上125デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超え94以下のもの）	KG	5205.46		—構成する単糸が106.38デンテックス以上125デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手80を超え94以下のもの）		
					100	4	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	6	—その他のもの		KG
5205.47	000	1	—構成する単糸が83.33デンテックス以上106.38デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの）	KG	5205.47		—構成する単糸が83.33デンテックス以上106.38デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの）		
					100	3	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	5	—その他のもの		KG
5205.48	000	0	—構成する単糸が83.33デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの）	KG	5205.48		—構成する単糸が83.33デンテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの）		
					100	2	—他の繊維を交えてないもので生のもの		KG
					900	4	—その他のもの		KG
55.08			縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		55.08		縫糸（人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）		
5508.10			—合成繊維の短繊維のもの		5508.10		—合成繊維の短繊維のもの		

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番 号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		(削 除)							
5508.20	200 3	---ポリエステル製の短繊維のもの		KG	5508.20	100 1	---ナイロンその他のポリアミド の短繊維のもの		KG
	900 3	---その他のもの (省 略)		KG		200 3	---ポリエステル製の短繊維のもの		KG
						900 3	---その他のもの (省 略)		KG
56.03		不織布 (染み込ませ、塗布し、被 覆し又は積層したものであるかな いかを問わない。)			56.03		不織布 (染み込ませ、塗布し、被 覆し又は積層したものであるかな いかを問わない。)		
5603.11		---人造繊維の長繊維のもの ---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの			5603.11		---人造繊維の長繊維のもの ---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの		
	200 1	---ポリエステル製のもの	SM	KG		100 6	---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	900 1	---その他のもの	SM	KG		200 1	---ポリエステル製のもの	SM	KG
						300 3	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.12		(省 略)			5603.12	900 1	---その他のもの (省 略)	SM	KG
5603.13		---重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの (削 除)			5603.13		---重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの		
	200 6	---ポリエステル製のもの	SM	KG		100 4	---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	300 1	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG		200 6	---ポリエステル製のもの	SM	KG
	900 6	---その他のもの	SM	KG		300 1	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5603.14		---重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの			5603.14	900 6	---その他のもの	SM	KG
	100 3	---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG			---重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの		
	200 5	---ポリエステル製のもの (削 除)	SM	KG		100 3	---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	900 5	---その他のもの	SM	KG		200 5	---ポリエステル製のもの	SM	KG
5603.91		---その他のもの ---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの (削 除)			5603.91	300 0	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	300 0	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG		900 5	---その他のもの	SM	KG
	900 5	---その他のもの	SM	KG			---重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの (削 除)		
5603.92		(省 略)			5603.92	100 3	---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
5603.93		---重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの			5603.93	200 5	---ポリエステル製のもの	SM	KG
	100 1	---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG		300 0	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
	200 3	---ポリエステル製のもの (削 除)	SM	KG		900 5	---その他のもの	SM	KG
	900 3	---その他のもの	SM	KG			---重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの		
5603.94		---重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの			5603.94	100 1	---ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
						200 3	---ポリエステル製のもの	SM	KG
						300 5	---ポリプロピレン製のもの	SM	KG
						900 3	---その他のもの	SM	KG

新 (2008年)					旧 (2007年)								
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位					
			I	II				I	II				
57.03	100	0	---	ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG	57.03	100	0	---	ナイロンその他のポリアミド製のもの	SM	KG
	200	2	---	ポリエステル製のもの (削 除)	SM	KG		200	2	---	ポリエステル製のもの	SM	KG
	900	2	---	その他のもの	SM	KG		300	4	---	ポリプロピレン製のもの	SM	KG
5703.10			じゆうたんその他の繊維用繊維の 床用敷物 (タフトしたものに 限るものとし、製品にしたも のであるかないかを問わない。)				5703.10			じゆうたんその他の繊維用繊維の 床用敷物 (タフトしたものに 限るものとし、製品にしたも のであるかないかを問わない。)			
5703.20	000	5	---	ナイロンその他のポリアミド製 のもの	SM	KG	5703.20			---	ナイロンその他のポリアミド製 のもの		
5703.30			(省 略)				5703.30	100	0	---	タイル (表面積が0.3平方メ ートル以下のものに限る。)	SM	KG
5703.90			(省 略)				5703.90	900	2	---	その他のもの	SM	KG
61.05			男子用のシャツ (メリヤス編み又 はクロセ編みのものに限る。)				61.05			男子用のシャツ (メリヤス編み又 はクロセ編みのものに限る。)			
6105.10			(省 略)				6105.10			(省 略)			
6105.20	000	6	---	人造繊維製のもの	NO	KG	6105.20			---	人造繊維製のもの		
6105.90	000	6	---	その他の繊維用繊維製のもの	NO	KG	6105.90	110	4	---	合成繊維製のもの	NO	KG
								120	0	---	再生繊維又は半合成繊維製 のもの	NO	KG
								900	3	---	その他のもの	NO	KG
								100	1	---	オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するもの	NO	KG
								900	3	---	その他のもの	NO	KG
61.06			女子用のブラウス、シャツ及びシ ャツブラウス (メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。)				61.06			女子用のブラウス、シャツ及びシ ャツブラウス (メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。)			
6106.10			(省 略)				6106.10			(省 略)			
6106.20			(省 略)				6106.20			(省 略)			
6106.90	000	4	---	その他の繊維用繊維製のもの	NO	KG	6106.90	100	6	---	ブラウス、シャツブラウス、 オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するもの	NO	KG
								900	1	---	その他のもの	NO	KG
61.08			女子用のスリッパ、ペティコート、 ブリーフ、パンティ、ナイトドレ ス、パジャマ、ネグリジェ、バス ローブ、ドレッシングガウンそ の他これらに類する製品 (メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに 限る。)				61.08			女子用のスリッパ、ペティコート、 ブリーフ、パンティ、ナイトドレ ス、パジャマ、ネグリジェ、バス ローブ、ドレッシングガウンそ の他これらに類する製品 (メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに 限る。)			

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6108.11		－スリッパ及びベティコート (省 略)			6108.11		－スリッパ及びベティコート (省 略)		
6108.19	000	1 ーその他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6108.19		ーその他の紡織用繊維製のもの		
						100	3 ー綿製のもの	NO	KG
						900	5 ーその他のもの	NO	KG
6108.21		ーブリーフ及びパンティ (省 略)			6108.21		ーブリーフ及びパンティ (省 略)		
6108.39		ーその他のもの			6108.39		ーその他のもの		
6108.91	000	6 ー綿製のもの	NO	KG	6108.91		ー綿製のもの		
						100	1 ーネグリジェ、バスローブ、 ドレッシングガウンその他 これらに類する製品	NO	KG
6108.92	000	5 ー人造繊維製のもの	NO	KG	6108.92		3 ーその他のもの	NO	KG
						100	0 ーネグリジェ、バスローブ、 ドレッシングガウンその他 これらに類する製品	NO	KG
						900	2 ーその他のもの	NO	KG
6108.99		(省 略)			6108.99		(省 略)		
61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.09		Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）		
6109.10		(省 略)			6109.10		(省 略)		
6109.90	100	0 ーその他の紡織用繊維製のもの ー異なる色の糸から成るもの又は はなせんしたもの	NO	KG	6109.90		ーその他の紡織用繊維製のもの ー異なる色の糸から成るもの又は はなせんしたもの		
						110	3 ー合成繊維製のもの	NO	KG
						120	6 ー再生繊維又は半合成繊維製 のもの	NO	KG
						190	6 ーその他のもの	NO	KG
		(省 略)					(省 略)		
61.10		ジャージー、プルオーバー、カー ディガン、ベストその他これらに 類する製品（メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。）			61.10		ジャージー、プルオーバー、カー ディガン、ベストその他これらに 類する製品（メリヤス編み又はク ロセ編みのものに限る。）		
6110.11		ー羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)			6110.11		ー羊毛製又は織獣毛製のもの (省 略)		
6110.19					6110.19				
6110.20	000	3 ー綿製のもの	NO	KG	6110.20		ー綿製のもの		
						100	5 ートレーナー	NO	KG
						900	0 ーその他のもの	NO	KG
6110.30	000	0 ー人造繊維製のもの	NO	KG	6110.30		ー人造繊維製のもの		
						100	2 ートレーナー	NO	KG
						900	4 ーその他のもの	NO	KG
6110.90		(省 略)			6110.90		(省 略)		
61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限			61.16		手袋、ミトン及びミット（メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限		

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
6116.10		る。) (省 略)			6116.10		る。) (省 略)		
6116.91	000 4	—その他のもの —羊毛製又は織獣毛製のもの	PR	KG	6116.91		—その他のもの —羊毛製又は織獣毛製のもの		
					150	0	—編み上げたもの	PR	KG
					250	2	—縫製したもの	PR	KG
6116.92	000 3	—綿製のもの	PR	KG	6116.92		—綿製のもの		
					150	6	—編み上げたもの	PR	KG
					250	1	—縫製したもの	PR	KG
6116.93	000 2	—合成繊維製のもの	PR	KG	6116.93		—合成繊維製のもの		
					150	5	—編み上げたもの	PR	KG
					250	0	—縫製したもの	PR	KG
6116.99	000 3	—その他の紡織用繊維製のもの	PR	KG	6116.99		—その他の紡織用繊維製のもの		
					150	6	—編み上げたもの	PR	KG
					250	1	—縫製したもの	PR	KG
64.03		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)			64.03		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。)		
		—スポーツ用の履物					—スポーツ用の履物		
6403.12	000 6	—スキー靴 (クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ		PR	6403.12		—スキー靴 (クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ		
					100	1	—本底がゴム製のもの		PR
					900	3	—その他のもの		PR
6403.19	000 6	—その他のもの		PR	6403.19		—その他のもの		
					100	1	—本底がゴム製のもの		PR
					900	3	—その他のもの		PR
6403.20		(省 略)			6403.20		(省 略)		
6403.40	000 6	—その他の履物 (保護用の金属製トーチャップを有するものに限る。)		PR	6403.40		—その他の履物 (保護用の金属製トーチャップを有するものに限る。)		
					110	4	—靴 (本底がゴム製のものに限る。)		PR
					190	0	—その他のもの		PR
6403.51		—その他の履物 (本底が革製のものに限る。)			6403.51		—その他の履物 (本底が革製のものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
6403.59		(省 略)			6403.59		(省 略)		
		—その他の履物					—その他の履物		
6403.91	000 4	—くるぶしを覆うもの		PR	6403.91		—くるぶしを覆うもの		
					100	6	—本底がゴム製のもの		PR
					900	1	—その他のもの		PR
6403.99		(省 略)			6403.99		(省 略)		
64.04		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)			64.04		履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。)		
		(省 略)					(省 略)		
6404.19		—その他のもの			6404.19		—その他のもの		

新 (2008年)				旧 (2007年)						
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
69.12 6912.00	100	6	---	靴			---	靴		
	900	1	----	その他のもの	110	2	-----	本底がゴム製のもの		PR
					190	5	----	その他のもの		PR
					900	1	---	その他のもの		PR
	120	2	---	32個以上の組物	110	6	---	喫茶用のもの	DZ	KG
	130	5	---	32個未満の組物又はばら物			---	その他のもの		
					191	3	---	32個以上の組物	DZ	KG
					192	4	---	32個未満の組物又はばら物	DZ	KG
	200	5		台所用品	200	5		台所用品	DZ	KG
	900	5		その他のもの	900	5		その他のもの		KG
71.17				身辺用模造細貨類	71.17			身辺用模造細貨類		
				一卑金属製のもの（貴金属をめぐりしてあるかないかを問わない。）				一卑金属製のもの（貴金属をめぐりしてあるかないかを問わない。）		
7117.11				(省 略)	7117.11			(省 略)		
7117.19				(省 略)	7117.19			(省 略)		
7117.90	000	5		その他のもの	7117.90			その他のもの		
					200	2	---	模造真珠製のもの	DZ	KG
					900	2	---	その他のもの		KG
84.15				エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）	84.15			エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
8415.10				一窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	8415.10	000	2	一窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）		NO
	100	4		一小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）						
	900	6		その他のもの						
8415.20				(省 略)	8415.20			(省 略)		
8415.90					8415.90					
84.18				冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）	84.18			冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）		
8418.10				一冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	8418.10	000	3	一冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	NO	KG
	100	5		一小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）						
	900	0		その他のもの						

新 (2008年)					旧 (2007年)						
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位			
			I	II				I	II		
8418.21	100	1	—家庭用冷蔵庫 —圧縮式のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)	NO	KG	8418.21	000	6	—家庭用冷蔵庫 —圧縮式のもの	NO	KG
	900	3	—その他のもの	NO	KG						
8418.29	100	0	—その他のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)	NO	KG	8418.29	000	5	—その他のもの	NO	KG
	900	2	—その他のもの	NO	KG						
8418.30 } 8418.99			(省 略)			8418.30 } 8418.99			(省 略)		
84.29			ブルドーザー、アングルドーザー、 地ならし機、スクレーパー、メカ ニカルショベル、エキスカベータ ー、ショベルローダー、突固め用 機械及びロードローラー (自走式 のものに限る。) —ブルドーザー及びアングルドー ザー			84.29			ブルドーザー、アングルドーザー、 地ならし機、スクレーパー、メカ ニカルショベル、エキスカベータ ー、ショベルローダー、突固め用 機械及びロードローラー (自走式 のものに限る。) —ブルドーザー及びアングルドー ザー		
8429.11 } 8429.30 8429.40			(省 略)			8429.11 } 8429.30 8429.40			(省 略)		
	200	4	—突固め用機械及びロードローラ — —タイヤ式のもの	NO	KG		100	2	—突固め用機械 —ロードローラー	NO	KG
	300	6	—振動式のもの	NO	KG						
	900	4	—その他のもの	NO	KG		210	0	—タイヤ式のもの	NO	KG
							220	3	—振動式のもの	NO	KG
							290	3	—その他のもの	NO	KG
8429.51 } 8429.59			—メカニカルショベル、エキスカ ベーター及びショベルローダー (省 略)			8429.51 } 8429.59			—メカニカルショベル、エキスカ ベーター及びショベルローダー (省 略)		
84.50			家庭用又は営業用の洗濯機 (脱水 機兼用のものを含む。) —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥 した繊維製品の重量で10キログ ラム以下のものに限る。)			84.50			家庭用又は営業用の洗濯機 (脱水 機兼用のものを含む。) —洗濯機 (1回の洗濯容量が乾燥 した繊維製品の重量で10キログ ラム以下のものに限る。)		
8450.11	100	3	—全自動のもの —小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)			8450.11	000	1	—全自動のもの		NO
	900	5	—その他のもの								
8450.12	100	2	—その他のもの (遠心式脱水機 を自蔵するものに限る。)			8450.12	000	0	—その他のもの (遠心式脱水機 を自蔵するものに限る。)		NO
	900	4	—小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)								
8450.19	100	2	—その他のもの —小売用の包装にしたもの			8450.19	000	0	—その他のもの		NO

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
		(使用されたものを除く。)							
8450.20	900 4	----その他のもの		NO	8450.20		(省 略)		
8450.90		(省 略)			8450.90		(省 略)		
84.52		ミシン (第84.40項の製本ミシンを 除く。)、ミシン針並びにミシン 用に特に設計した家具、台及びカ バー			84.52		ミシン (第84.40項の製本ミシンを 除く。)、ミシン針並びにミシン 用に特に設計した家具、台及びカ バー		
8452.10		(省 略)			8452.10		(省 略)		
8452.21		---その他のミシン			8452.21		---その他のミシン		
	100 3	----自動式のもの					----自動式のもの		
		----単針直線縫いのもの	NO	KG			----単針直線縫いのもの		
					110 6		----織物用のもの	NO	KG
					190 2		----その他のもの	NO	KG
	200 5	----オーバーロックミシン	NO	KG	200 5		----オーバーロックミシン	NO	KG
	900 5	----その他のもの	NO	KG	900 5		----その他のもの	NO	KG
8452.29		(省 略)			8452.29		(省 略)		
8452.90					8452.90				
84.71		自動データ処理機械及びこれを構 成するユニット並びに磁気式又は 光学式の読取機、データをデータ 媒体に符号化して転記する機械及 び符号化したデータを処理する機 械 (他の項に該当するものを除 く。)			84.71		自動データ処理機械及びこれを構 成するユニット並びに磁気式又は 光学式の読取機、データをデータ 媒体に符号化して転記する機械及 び符号化したデータを処理する機 械 (他の項に該当するものを除 く。)		
8471.30		(省 略)			8471.30		(省 略)		
8471.50					8471.50				
8471.60	000 1	---入力装置及び出力装置 (同一の ハウジングに記憶装置を収納し ているかないかを問わない。)		NO	8471.60		---入力装置及び出力装置 (同一の ハウジングに記憶装置を収納し ているかないかを問わない。)		
							---表示装置		
					210 1		----液晶式のもの	NO	
					220 4		----その他のもの	NO	
					900 5		----その他のもの	NO	
8471.70		(省 略)			8471.70		(省 略)		
8471.90					8471.90				
85.01		電動機及び発電機 (原動機とセッ トにした発電機を除く。)			85.01		電動機及び発電機 (原動機とセッ トにした発電機を除く。)		
8501.10		(省 略)			8501.10		(省 略)		
8501.34					8501.34				
8501.40		---その他の単相交流電動機			8501.40		---その他の単相交流電動機		
	200 0	---出力が70ワット以下のもの	NO	KG	100 5		---ミシン用のもの	NO	KG
	300 2	---出力が70ワットを超えるもの	NO	KG			---その他のもの		
					910 3		----出力が70ワット以下のもの	NO	KG
					920 6		----出力が70ワットを超えるもの	NO	KG

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8501.51 }		－その他の多相交流電動機			8501.51 }		－その他の多相交流電動機		
8501.64		(省 略)			8501.64		(省 略)		
85.04		トランスフォーマー、スタティック コンバーター (例えば、整流器) 及びインダクター			85.04		トランスフォーマー、スタティック コンバーター (例えば、整流器) 及びインダクター		
8504.10	000 6	－放電管用安定器	NO	KG	8504.10	000 6	－放電管用安定器	NO	KG
		－トランスフォーマー (絶縁性の 液体を使用するものに限る。)					－トランスフォーマー (絶縁性の 液体を使用するものに限る。)		
8504.21 }		(省 略)			8504.21 }		(省 略)		
8504.23					8504.23				
8504.31		－その他のトランスフォーマー			8504.31		－その他のトランスフォーマー		
		－容量が1キロボルトアンペア 以下のもの					－容量が1キロボルトアンペア 以下のもの		
	200 3	－計器用変成器	NO	KG	100 1		－中間周波変成器及び高周波 変成器	NO	KG
	900 3	－その他のもの	NO	KG	200 3		－計器用変成器	NO	KG
					900 3		－その他のもの	NO	KG
8504.32 }		(省 略)			8504.32 }		(省 略)		
8504.90					8504.90				
85.28		モニター及びビデオプロジェクタ ー (テレビジョン受像機器を有し ないものに限る。) 並びにテレビ ジョン受像機器 (ラジオ放送用受 信機又は音声若しくはビデオの記 録用若しくは再生用の装置を自蔵 するかしないかを問わない。)			85.28		モニター及びビデオプロジェクタ ー (テレビジョン受像機器を有し ないものに限る。) 並びにテレビ ジョン受像機器 (ラジオ放送用受 信機又は音声若しくはビデオの記 録用若しくは再生用の装置を自蔵 するかしないかを問わない。)		
		－陰極線管モニター					－陰極線管モニター		
8528.41		－第84.71項の自動データ処理 システムに専ら又は主として 使用する種類のもの			8528.41	000 4	－第84.71項の自動データ処理 システムに専ら又は主として 使用する種類のもの		NO
	100 6	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					
	900 1	－その他のもの		NO					
8528.49		－その他のもの			8528.49	000 3	－その他のもの		NO
	100 5	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					
	900 0	－その他のもの		NO					
8528.51		－その他のモニター			8528.51	000 1	－その他のモニター		
		－第84.71項の自動データ処理 システムに専ら又は主として 使用する種類のもの					－第84.71項の自動データ処理 システムに専ら又は主として 使用する種類のもの		NO
	100 3	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					
	900 5	－その他のもの		NO					
8528.59		－その他のもの			8528.59	000 0	－その他のもの		NO
	100 2	－小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO					

新 (2008年)				旧 (2007年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位	
			I	II				I	II
	900	4	---	NO			---		
8528.61	000	5	---	NO	8528.61	000	5	---	NO
8528.69	000	4	---	NO	8528.69	000	4	---	NO
8528.71	000	2	---	NO	8528.71	000	2	---	NO
8528.72			---		8528.72			---	
	110	6	---	NO		100	3	---	NO
	190	2	---	NO		200	5	---	NO
	210	1	---	NO				---	
	290	4	---	NO		900	5	---	NO
	910	1	---	NO				---	
8528.73	990	4	---	NO	8528.73	000	0	---	NO
	100	2	---	NO				---	
	900	4	---	NO				---	
90.06			写真機 (映画用撮影機を除く。)		90.06			写真機 (映画用撮影機を除く。)	
9006.10			並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。)		9006.10			並びに写真用のせん光器具及びせん光電球 (第85.39項の放電管を除く。)	
9006.40			(省 略)		9006.40			(省 略)	
9006.51	000	4	---	NO	9006.51	000	4	---	NO
9006.52			---		9006.52			---	

新 (2008年)					旧 (2007年)				
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
96.06		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク			96.06		ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク		
9606.10 }		(省 略)			9606.10 }		(省 略)		
9606.22					9606.22				
9606.29	000 2	ーその他のもの	G S	K G	9606.29		ーその他のもの		
						100 4	ー貝殻製のもの	G S	K G
						900 6	ーその他のもの	G S	K G
9606.30		(省 略)			9606.30		(省 略)		
96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）			96.08		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。）		
9608.10		(省 略)			9608.10		(省 略)		
9608.20	000 0	ーフェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー		N O	9608.20		ーフェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー		
						100 2	ー万年筆型又は鉛筆型のもの		N O
						900 4	ーその他のもの		N O
		ー万年筆その他のペン					ー万年筆その他のペン		
9608.31 }		(省 略)			9608.31 }		(省 略)		
9608.99					9608.99				
96.09		鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク			96.09		鉛筆（第96.08項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		
9609.10		ー鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）			9609.10		ー鉛筆及びクレヨン（硬いさやの中にしんを入れたものに限る。）		
	100 3	ー黒しんのもの		K G			ー鉛筆		
	900 5	ーその他のもの		K G		110 6	ー黒しんのもの	G S	K G
						190 2	ーその他のもの	G S	K G
						200 5	ークレヨン		K G
9609.20	000 5	ー鉛筆のしん（色を問わない。）	K G		9609.20	000 5	ー鉛筆のしん（色を問わない。）		K G
9609.90	000 5	ーその他のもの	K G		9609.90	000 5	ーその他のもの		K G